

平成23年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

平成23年度に係る財政的援助団体等の監査の結果については、平成25年4月5日に議会、知事及び教育委員会に報告（平成25年4月5日付け北海道公報第2469号で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 指摘事項に対する措置

監査実施団体等	指 摘 事 項	講 じ た 措 置
学校法人原学園	(1) 私立高等学校管理運営費補助金において、常勤でない職員の給料を補助対象経費としていたことから、補助金190万円が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。
特定非営利活動法人Re～らぶ	(2) 福祉・介護人材の処遇改善事業において、交付対象とならない管理者及び調理員に係る賃金改善に要した経費を対象としていたことから、交付金26万6,411円が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。
社会福祉法人生振の里	(3) 福祉・介護人材の処遇改善事業において、交付対象とならない管理者に係る賃金改善に要した経費及び生活支援員の発令がなされていない職員の賃金改善に要した経費を対象としていたことから、交付金19万9,920円が過大となっていた。 また、一時金の支給について、支給する規程や決定がないまま支給していた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。 また、当該団体に対し、一時金の支給に当たっては、規程の整備を行うとともに、適正な支給を行うよう指導しました。
一般財団法人北海道体育文化協会	(4) 指定管理業務における自主企画事業において、職員による収納金の私的流用が発生し、業務管理が不適切なものとなっていた。	当該団体に対し、内部組織による出納事務の实地検査を徹底し、適切な業務管理を行うよう指導しました。
北海道公立大	(5) 支出の原因となるべき契約につ	当該法人に対し、決定書等の未作成

<p>学法人札幌医科大学</p>	<p>いて、契約を行おうとするときは、その内容を明らかにした決定書等を作成して支出契約決議をすることとされているが、これを行わずに契約しているものがあつた。</p> <p>また、小口現金の取扱いについて、小口現金取扱責任者は必要に応じて小口現金補充申請書を作成し、出納責任者に現金の補充を申請することとされているが、これを怠り、不足分を私費会計から支払っているものがあつた。</p> <p>さらに、法人の会計は、費用についてその原因となる事実の発生した日を基準として年度所属を区分することとされているが、外国旅行に係る旅費の支出手続を失念したため、過年度支出となっているものがあつた。</p>	<p>及び小口現金の不適切な取扱等に対する再発防止策等を引き続き講じるとともに、関係規程等を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>株式会社稚内振興公社</p>	<p>(6) 燃料費の支出において、指定管理者が事実と異なる請求書により支出命令書を作成し、支出しているものがあつた。</p> <p>また、除雪業務委託契約において、委託料の支出は、委託業務を実施した月の経過後、受託業者からの請求を受けて行うこととされているが、契約変更の上、団体の規程によらない理由により委託料を前金払いで支出しているものがあつた。</p> <p>さらに、設備保守管理業務委託契約において、委託料の支出は、業務の履行確認後に行わなければならないが、受託者から業務の一部について業務日誌が提出されておらず、これに係る履行確認を行わないまま委託料を支出しているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、指定管理業務に係る経費の支出に当たっては、団体の規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>学校法人米永</p>	<p>(7) 学校法人は、すべての取引につ</p>	<p>当該団体に対し、補助活動事業につ</p>

学園	<p>いて、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成し、計算書類を作成しなければならないが、一部の補助活動収入について計算書類に計上していなかった。</p> <p>また、当該補助活動は、補助金の交付対象となっているが、一部の金銭については、会計帳簿が作成されておらず、資金の使途が明らかとなっていないなど会計処理が不適切なものとなっていた。</p>	<p>いては会計帳簿を作成し、計算書類に計上するなど、適切な会計処理を行うよう指導しました。</p>
学校法人青木学園	<p>(8) 私立学校管理運営費補助金の交付を受ける学校法人にあつては、経営の適正化及び合理的運営を期さなければならないが、管理運営費として執行する必要性に乏しい経費を支出していた。</p> <p>また、補正又は流用の手続を行わずに予算額を超えて支出したもののや前年度予算で執行すべきものを今年度予算で執行したするなど、不適切な事務処理を行っているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、管理運営費について支出内容の再点検を行い、必要性の乏しい支出を見直すよう指導しました。</p> <p>また、予算の執行に当たっては、予算の範囲内で行うとともに、予算額を超えることが見込まれる場合には補正又は流用の手続を行うなど、関係法令及び団体の規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
学校法人白川学園	<p>(9) 団体の資金の借入について、この事実を証する書類が作成されていなかった。</p>	<p>当該団体に対し、前回監査においても指摘のあつた事項であることを十分認識し、資金の借入れに当たっては、団体の規程に基づき、事実を証する書類の作成を徹底するよう指導しました。</p>
総務部	<p>(10) 私立高等学校管理運営費補助金において、本務職員福利費の算定を誤つたため、補助金を過大に支出した団体が22団体、26校、1,094万円、過少に支出した団体が22団体、27校、1,094万円あつたことから、補助金交付事務を適正に行ふ必要があつた。</p>	<p>過大及び過少に支出した補助金については、平成24年度私立高等学校管理運営費補助金において、その過不足分を考慮の上、変更交付決定を行うとともに、補助金の交付算定においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適正な事務処理に努めます。</p>

2 指導事項に対する措置

(1) 団体に関するもの

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
ア 事業の 執行に関 するもの	<p>(ア) 軽費老人ホーム運営事業において、入居者から徴収する事務費については、入居者の前年の収入から租税等の必要経費を控除した対象収入額により認定することとされているが、入居者の受け取った非課税所得である遺族年金を収入に計上しなかったため、補助金が過大となっているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 感染症指定医療機関運営費補助金において、補助対象経費の算定を誤ったことから、補助金が過大となっているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(ウ) コンソーシアムが受託した指定管理業務に係る事業報告書について、構成員が業務に関する経費として支出した金額を決算額としなければならないが、代表構成員が構成員に支出した金額を決算額としているものがあつた。</p> <p>また、指定管理料の配分について、コンソーシアムの協定書においては、各構成員は、その分担業務を遂行するため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の配分を受けるところになっているが、これが行われていないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、指定管理業務に係る事務報告に当たっては、適切な支出に伴う決算額の記載や、経費の配分確認を徹底するなど、適正な管理業務を行うよう指導しました。</p>
	<p>(エ) 私立幼稚園管理運営費補助金において、補助対象経費は幼稚園における教育に係る経常的経費とされているが、幼稚園職員が隣接の高等学校運動部が出場する大会に同行する費用を補助対象経費としているものがあつた。</p>	<p>当該団体から、指摘のあつた経費については返還を受けたことを確認した上で、私立幼稚園管理運営費補助金の補助対象経費となる経常的経費について、支出内容の再点検を行い、必要性の乏しい支出を見直すよう指導しまし</p>

	<p>あった。</p> <p>(オ) 団体実施事業に係る補助金において、事業のために作成した印刷物の内容が補助対象年度外のものがあった。</p> <p>(カ) 貿易物産振興事業に係る人件費の算出については、当団体の役員、嘱託職員、管理部門職員及び他の事業により人件費を計上したものを除く職員5名の平均給与の3.5人分としているが、当該職員5名のうち2名は、団体が行っている他の収益事業を本務として従事しているなど、3.5人分の算出根拠が不明確となっているものがあった。</p>	<p>た。</p> <p>当該団体に対し、補助金の申請等に当たっては、補助対象年度の確認を徹底するなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>当該団体に対し、貿易物産振興事業に係る人件費の算出に当たっては、人件費の平均値を求める上で、他の収益事業を本務として従事している職員の人件費を算出根拠から除くよう指導しました。</p>
イ 支出に関するもの	<p>(ア) 指定管理業務に係る施設総合管理委託契約において、施設の耐震工事の実施に伴い、当該管理業務のうち清掃業務について清掃期間の変更が生じたことから契約金額の変更を行っているが、団体では、当初契約時の積算方法に基づいて変更契約をすべきところ、新たな積算方法に基づいて変更契約をしたことから不経済な支出となっているものがあった。</p> <p>(イ) 庁舎清掃業務委託契約において、委託料の支払は、清掃作業結果を記載した日誌を提出させ、履行確認後に行わなければならないが、庁舎清掃のうち年1回行う定期清掃について、受託者から清掃日誌が提出されておらず、これに係る履行確認を行わないまま委託料を支出しているものがあった。</p> <p>(ウ) 自動制御設備保守管理業務契約において、委託料の支払は保守管理業務の履行の確認後に行う必要がある</p>	<p>当該団体に対し、指定管理業務に係る施設総合管理委託契約の変更契約に当たっては、不経済な積算方法とならないよう、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>当該団体に対し、委託料の支出に当たっては、履行確認を徹底するなど契約書等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>当該団体に対し、委託料の支出に当たっては、履行確認を徹底するなど契約書等に基づき、適正な事務処理を行</p>

<p>が、通常の管理業務があるにもかかわらず、当該業務に係る報告書の提出前に支出を行っているものがあった。</p>	<p>うよう指導しました。</p>
<p>(エ) 単身赴任手当の支給において、加算額の算定を誤ったことから、未支給となっているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、手当の支給に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(オ) 通勤手当の支給において、自動車等を利用して通勤する場合で、非課税所得として認められる額を超えて支給するときには、これを超えた部分を課税所得に加えて源泉徴収しなければならないが、これを行っていないものがあった。</p> <p>また、期末手当の支給において、団体の規程では、試用期間中の者にはこの手当は支給しないこととされているが、これを支給しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、手当の支給に当たっては、関係法令及び団体の規程等に基づき、適正な支給を行うよう指導しました。</p>
<p>(カ) 通勤手当の支給において、団体の規程では、通勤手当額は最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法により算出することとされているが、手当額を誤って決定したこと及び通勤の事実がない日を含めて手当を支給したことから過払いとなっているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、手当の支給に当たっては、関係法令及び団体の規定等に基づき、適正な支給を行うよう指導しました。</p>
<p>(キ) 給与等の支給において、規程に定めがなく支給しているもの、額を決定することなく支給しているもの、規程に定める基準によらない額を支給しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、給与等の支給に当たっては、規程の整備を行うとともに、適正な支給を行うよう指導しました。</p>
<p>(ク) 小規模病院等看護技術強化研修事業において、職員等が講師謝金等を私費で立替えたので、後日、この経費を職員に支払っているが、この私費の立替えを証明する領収書等の書類が保管されていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、私費で立替えた経費の支払いに当たっては、領収書等の保管を徹底するなど、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>

	<p>(ケ) 旅費の支給において、団体では、他の商工会との広域連携事業に係る旅費の支給については、幹事商工会の規程により旅費を支給することとしているが、規程で定める額と異なる額の日当を支給しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、広域連携事業に係る旅費の支給に当たっては、幹事商工会の規程による旅費が支給されているか、複数担当制によりチェック体制を強化するなど、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(コ) 日当は、旅行中の昼食代及び目的地たる地域内を巡回する場合の交通費等に充てるため支給する旅費であるが、研修中の昼食代及び目的地内における交通費を研修の参加負担金として支出しているにもかかわらず、出席した役職員に日当を支給しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、日当の支給に当たっては、別途目的地内における交通費等を含む負担金が支出されていないか精査するなど、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(ク) 航空機を利用する旅行において、団体の旅費支給規程では、航空賃の額は現に支払った旅客運賃によることとされ、職員はその支払を証する領収書等を会計責任者に提出しなければならないこととされているが、職員から領収書等の提出を受けずに旅費を支給しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、航空機を利用する旅行に当たっては、領収書等の添付を徹底するなど、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(ク) 会計処理において、当年度中に債務が確定しているものについては、未払金として計上しなければならないが、郵送料について、未払金として計上しなかったことから補助対象年度区分が相違しているものがあった。</p> <p>また、補助対象経費とならない郵便切手の購入費用について、補助対象経費として計上しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、補助対象経費の計上に当たっては、未払金管理の徹底及び郵便切手の受払簿による管理など、補助対象経費の確認を徹底するなど、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>ウ 契約に関するもの</p>	<p>(7) 設備等保守点検業務において、点検後1箇月以内に当該保守業務に係る真空ヒーターの取替工事を実施することが決まっていたにもかかわらず</p>	<p>当該団体に対し、業務委託契約に当たっては、経済性等を十分に検討し、委託業務内容に変更が生じる場合には、変更契約を締結するなど、適正か</p>

<p>ず、経済性等を考慮した変更契約等を検討することなく真空ヒーターの本体清掃及びバーナーの分解整備を実施しているものがあった。</p>	<p>つ効率的な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(イ) 小規模病院等看護技術強化研修事業に係る備品の購入において、ファックス機能を備えたデジタルカラー複合機を購入するにもかかわらず、その機能を十分確認することなく同じ機能を備えたファックス複合機も同時に購入しているものがあった。</p> <p>また、医療機器の購入において、競争性について十分な検討を行うことなく、特段の理由がないのに一者からの見積りにより契約を締結しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、物品の購入に当たっては、購入物品の機能が重複することのないよう、必要性を十分検討するとともに、契約方法については、規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(ウ) 鳥獣被害防止総合対策事業に係る生息状況調査及び被害状況調査において、補助金交付決定通知等では、補助対象事業に関する書類又は証拠物を備えなければならないとされているが、農業団体に一部の調査を委託し経費を執行しているものについて、委託の業務内容等を示す契約書等が作成されていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、関係法令等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(エ) 鳥獣被害防止総合対策事業に係る電気柵等の購入において、原則として一般競争入札に付するものとし、また、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとされているが、特段の理由もなく見積合せにより契約を締結しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、関係法令等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(オ) 鳥獣被害防止総合対策事業において、エゾシカ侵入防止柵の資材購入の契約を締結しているが、契約書では、売買代金について、数量に変更があった場合は、金額を数量で除し</p>	<p>当該団体に対し、関係法令等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>なお、過大に受領していた補助金については、返還させることとしまし</p>

	<p>た単価に増減数を乗じて得た金額を加算又は減算するとしているが、この単価が定められていないものがあった。</p>	<p>た。</p>
	<p>(カ) 複写機等の賃貸借契約において、無権代理人が提出した見積書は無効としなければならないが、見積りの権限を委任されていない者が提出した見積書を有効なものとしているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、見積書の徴取に当たっては、見積条件に基づき、見積書の提出者の確認を十分に行い、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(キ) 複写機の賃貸借に係る単価契約において、一般競争入札により落札者がなく随意契約に移行することとしたが、単価の一部について予定価格を超えているにもかかわらず契約を締結しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、単価契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(ク) 庁舎清掃業務委託契約において、団体の規程では予定価格の額により契約方法を定めているが、予定価格を定めることなく随意契約を行っているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、業務委託に係る契約の締結に当たっては、団体の規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
エ 財産管理に関するもの	<p>(ア) 団体では、小口現金制を設け、現金出納帳を作成しているが、一部の現金の収支のみを記帳していたため、現金の手許残高と現金出納帳の残高が一致していないものがあった。</p> <p>また、保管額は事故防止の観点から必要最小限とするべきところ、恒常的に多額の現金を保管しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、小口現金の取扱いに当たっては、団体の規程に基づき適正な事務処理を行うとともに、保管額について、事故防止の観点から必要最小限とするよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 毒物及び劇物の受払状況については、受払簿により毎月末日、管理者が所属する部長の確認を受けなければならないことになっているが、これが行われていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、毒物及び劇物等の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
オ その他	<p>(ア) 予算及び決算に関するもの</p>	

団体の経理に関するもの	<p>a 予算の執行については、予算額の範囲内で行わなければならないが、補正又は流用の手続を行わずに、予算額を超えて支出しているものがあった。</p> <p>また、理事会議事録について、正確に記載されていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、予算の執行に当たっては、予算額の範囲内で行うとともに、予算額を超えることが見込まれる場合には補正または流用の手続を行うなど、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>b 団体の規程では、年度をまたぐ借入金については、あらかじめ評議員会の意見を聞くこととされているが、これが行われていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、資金の借入りに当たっては、団体の規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	(イ) 会計事務に関するもの	
	<p>a 学校法人は、すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成し、計算書類を作成しなければならないが、一部の補助活動収入について、会計帳簿を作成せず、計算書類にも計上していないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、補助活動事業については会計帳簿を作成し、計算書類に計上するなど、適切な会計処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>b 団体の資金の借入れについて、この事実を証する書類が作成されていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、資金の借入りに当たっては、団体の規程に基づき、事実を証する書類を作成するよう指導しました。</p>

(2) 道の部局に関するもの

項目	指導事項	講じた措置
	<p>ア 補助金及び交付金を過大に交付しているものがあったので、書類の審査を適切に行うとともに、必要に応じて現地調査を行うなどにより、補助金及び交付金の額の確定を適切に行う必要があった。</p>	<p>当該団体に対し、過大に交付していた補助金及び交付金については、返還させるとともに、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、補助金及び交付金の交付決定及び額の確定に当たっては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理に努めるとともに、補助金及</p>

	<p>び交付金の額の確定に当たっては、必要に応じて、現地調査等を実施します。</p>
<p>イ 指定管理業務における自主企画事業において、職員による収納金の私的流用が発生しているものがあったので、業務管理を適切に行うよう団体を指導する必要があった。</p>	<p>当該団体に対し、内部組織による出納事務の現地検査を徹底し、適切な業務管理を行うよう指導しました。</p>
<p>ウ 契約を行おうとするときは、その内容を明らかにした決定書等を作成して支出契約決議をすることとされているが、これを行っていないもの、小口現金の取扱いについて、現金の補充申請を怠り、不足分を私費会計から支払っているもの、外国旅行に係る旅費の支出において、手続を失念したため過年度支出となっているものがあったので、事務処理を適切に行うよう団体を指導する必要があった。</p>	<p>当該法人に対し、決定書等の未作成及び小口現金の不適切な取扱等に対する再発防止策等について報告を求め、契約事務及び支出事務について、関係規程等を遵守し、適正に事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>エ 燃料費の支出において、指定管理者が事実と異なる請求書により支出命令書を作成し支出しているもの、除雪業務委託契約において、契約変更の上、団体の規程によらない理由により委託料を前金払いで支出しているもの、設備保守管理業務委託契約において、業務の一部について業務日誌が提出されておらず、これに係る履行確認を行わないまま委託料を支出しているものがあったことから、指定管理業務の適正な履行を確保するため、指定管理者から事業報告書等が提出された際の内容審査や現地調査などの指定管理業務に係る履行状況確認を十分行うとともに、事務処理を適切に行うよう団体を指導する必要があった。</p>	<p>当該団体に対し、現地調査等を実施し、指定管理業務に係る経費の支出に当たっては、団体の規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>

<p>オ 学校法人は、すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成し、計算書類を作成しなければならないが、一部の補助活動収入について計算書類に計上しておらず、また、当該補助活動は、私立幼稚園管理運営費補助金の交付対象となっているが、一部の金銭については、会計帳簿を作成せず、資金の使途が明らかとなっていないなど会計処理が不適切なものとなっていたので、現地調査を行い適切な会計処理となるよう団体を指導する必要があった。</p>	<p>当該団体に対し、現地調査等を実施し、補助活動事業については会計帳簿を作成し、計算書類に計上するなど、適切な会計処理を行うよう指導しました。</p>
<p>カ 私立学校管理運営費補助金の交付を受ける学校法人にあっては、経営の適正化及び合理的運営を期さなければならないが、管理運営費として執行する必要性に乏しい経費を支出していたほか、補正又は流用の手続を行わずに予算額を超えて支出したものや前年度予算で執行すべきものを今年度予算で執行したものなど、不適切な事務処理を行っているものがあったので、適切な事業執行について指導する必要があった。</p>	<p>当該団体に対し、現地調査等を実施し、管理運営費について支出内容の再点検を行い、必要性の乏しい支出を見直すよう指導しました。</p> <p>また、予算の執行に当たっては、予算の範囲内で行うとともに、予算額を超えることが見込まれる場合には補正又は流用の手続を行うなど、関係法令及び団体の規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>キ 団体の資金の借入れについて、この事実を証する書類が作成されていないものがあり、前回監査においても指摘のあった事項であることから、事務処理について、団体に対し適切に指導を行う必要があった。</p>	<p>当該団体に対し、説明聴取を行い、前回監査においても指摘のあった事項であることを十分認識し、資金の借入れに当たっては、団体の規程に基づき、事実を証する書類の作成を徹底するよう指導しました。</p>
<p>ク 補助事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定について、団体から知事に対し速やかな報告があったにもかかわらず、補助金返還に係る事務処理を行っていないものがあった。</p>	<p>補助金返還に係る事務処理については、補助事業者に対して、返還額の確定を通知し、返還させました。</p> <p>今後、補助事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に係る事務処理に当たっては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務</p>

処理に努めます。

3 検討事項に対する措置

項 目	検 討 事 項	講 じ た 措 置
	<p>(1) 私立高等学校管理運営費補助金における標準経費の人件費算定については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律等に基づき、本務教職員等の計算を行うことになっているが、算定要領では本務教職員の定義について、詳細に定められておらず、年度により取扱いが異なっていることから、これを明確にする必要がある。</p>	<p>私立高等学校管理運営費補助金における標準経費の人件費算定に当たっては、算定要領において、本務教職員の定義を記述し、平成25年度の補助金交付事務に反映させることとしました。</p>
	<p>(2) 私立高等学校授業料軽減補助金において、交付要綱運用方針の通知では、学校法人が独自に定める特待制度で、既に授業料の一部又は全部を免除している場合は、当該免除額は補助金算定の対象外であると規定しているが、補助事業者において、学校独自の特待制度による奨学金について、奨学金を支給しない場合に補助金として交付される額を算定し、予めその額を除いて奨学金の額を決定し支給しているものがあり、補助事業者間において補助対象経費の取扱いに差異が生じていることから、公平な取扱いとなるよう検討する必要がある。</p>	<p>私立高等学校授業料軽減補助金に当たっては、補助対象経費の取扱いについて明確化し、補助事業者間において差異が生じないように通知文により周知し、公平性を確保しました。</p>
	<p>(3) 譲与等により取得した備品については、譲与時の価値に応じて固定資産又は備品として管理しなければならないが、団体が道の出先機関であった当時、受託研究終了後に事業者から無償譲渡された際に取得手続きがされず、適切に管理されていなかったため、団体設立後も備品として、</p>	<p>当該団体に対し、少額資産（備品）の無償譲与に当たっては、既に無償譲与を受けたものを含め、関係法令等の手続により適切に受け入れるよう改めて各部門に通知し、取得手続きが行われていない備品が判明したものについては、速やかに法人の備品として管理するなど、適正な管理を行うよう指導し</p>

少額資産に準じて適切な管理が行われていないものがあることから、団体が所有している資産について適正な管理が確保できるよう検討する必要がある。	ました。
---	------